

ID: 104

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市斎場条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第103号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日